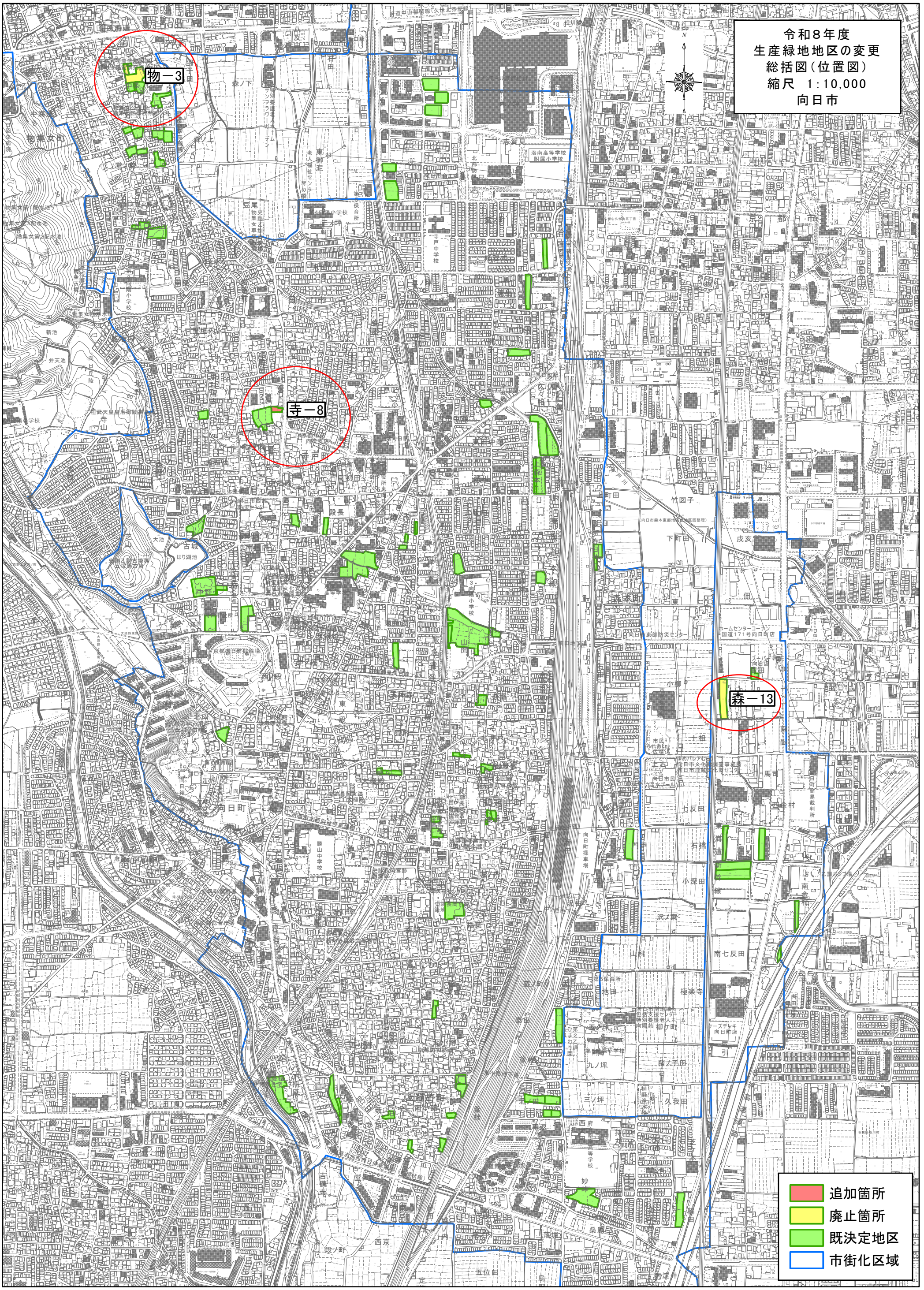
議案第２号

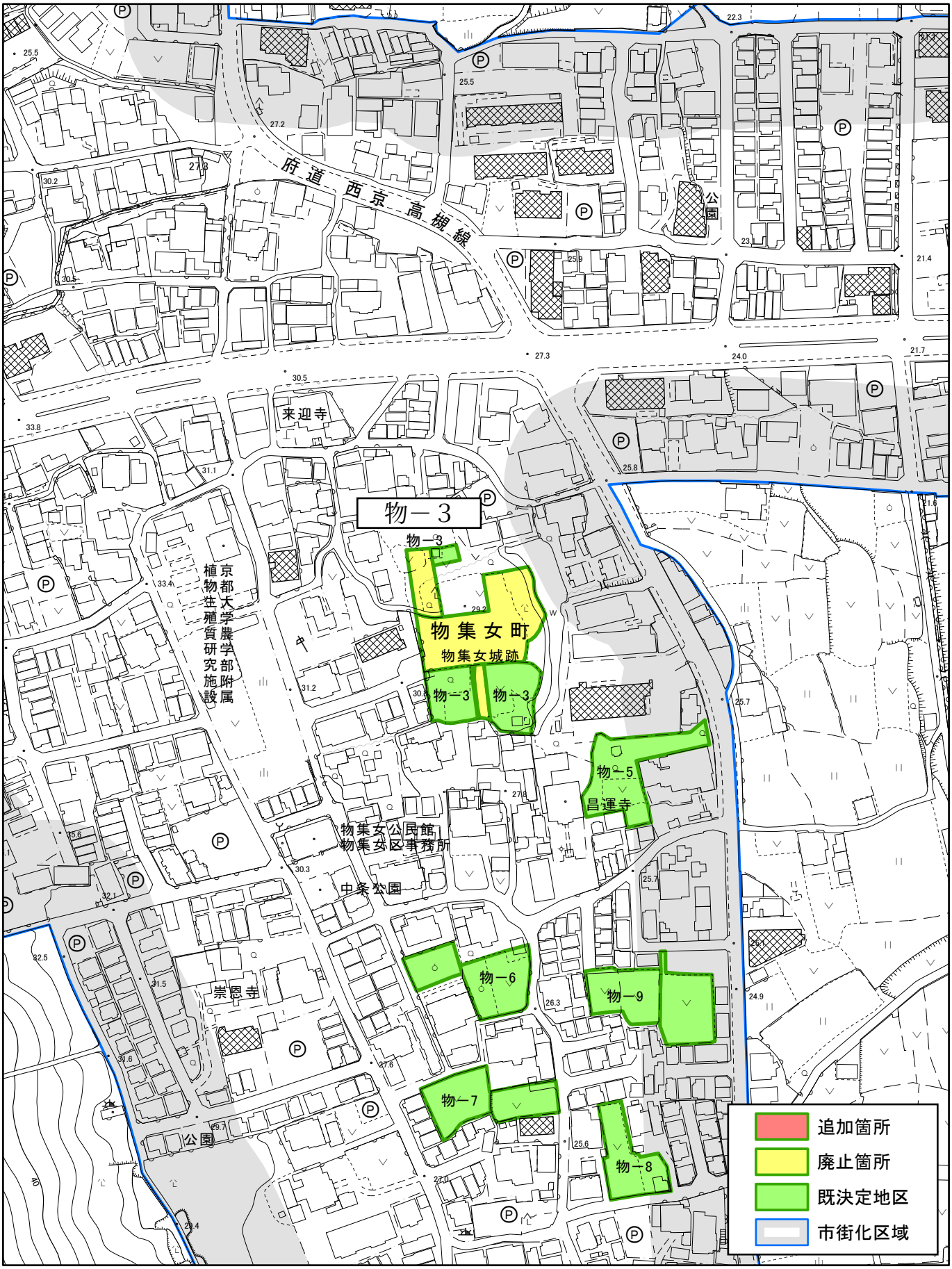
京都都市計画生産緑地地区の変更
（向日市決定）付議

資料２－１


令和８年度
生産緑地地区の変更
総括図（位置図）
縮尺　1:10,000
向日市
物一3
寺一8
森一13
追加箇所
廃止箇所
既決定地区
市街化区域
1:10,000

資料２－２

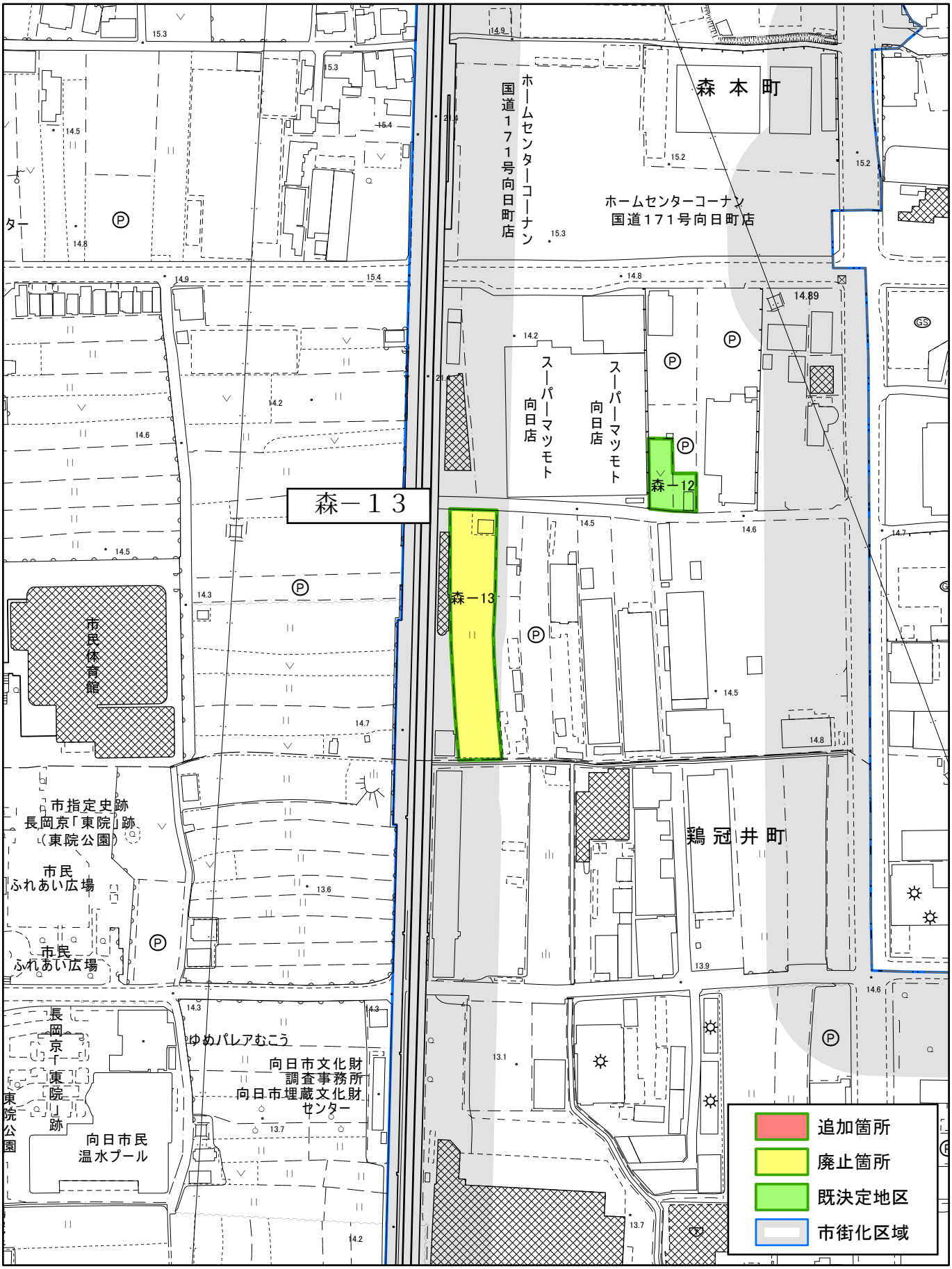
令和８年度
生産緑地地区の変更
計画図
縮尺　1:2,500
向日市



1:2,500

資料２－２

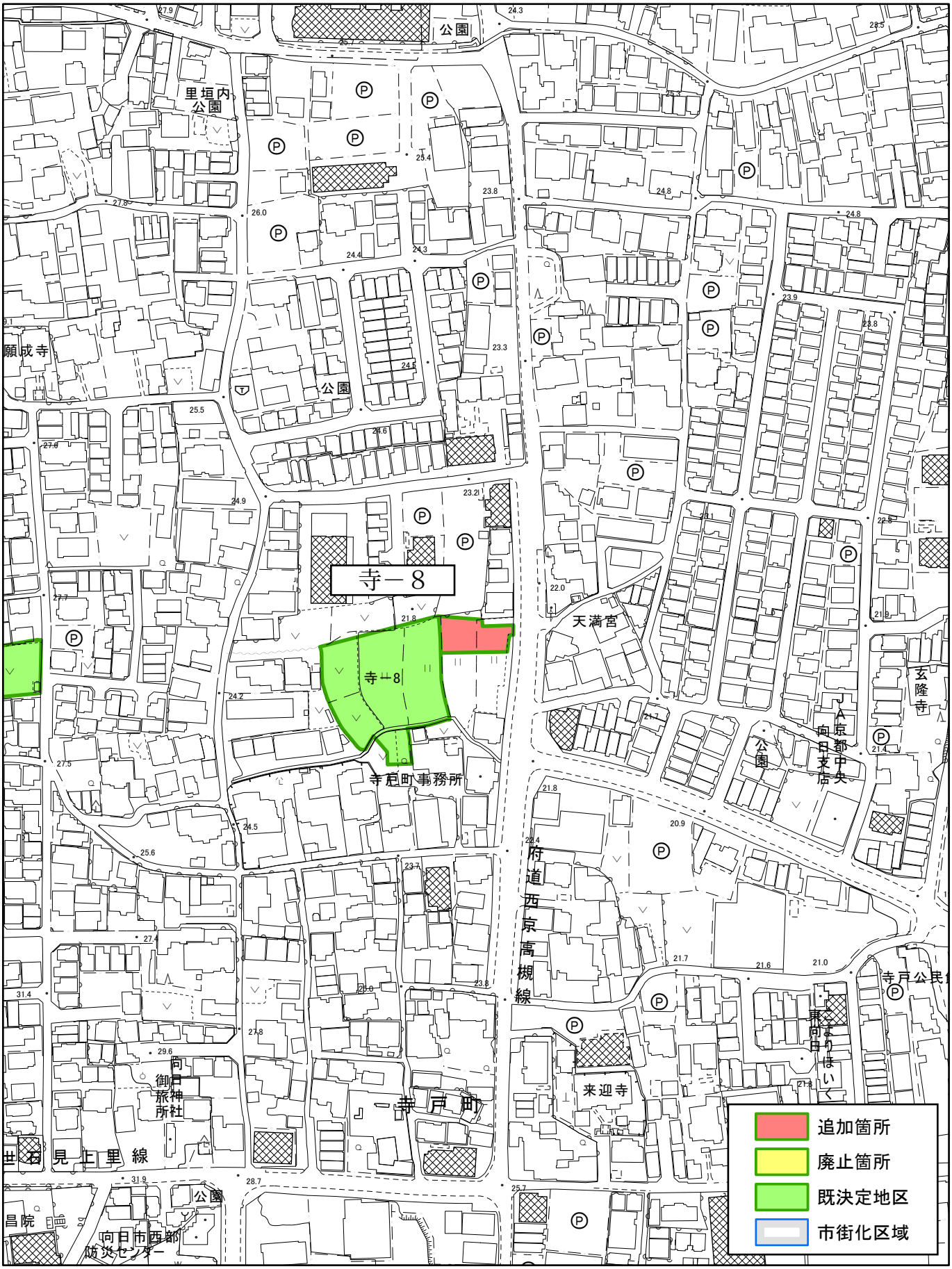
令和８年度
生産緑地地区の変更
計画図
縮尺　1:2,500
向日市



1:2,500

資料２－２

令和８年度
生産緑地地区の変更
計画図
縮尺　1:2,500
向日市



1:2,500

資料２－３

京都都市計画生産緑地地区の変更計画書
（ 向 日 市 決 定 ）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

（変更前）

面積	地区数	備考
（約　１０．７６　ha） 約１０．３５　ha	（６６地区） ６５地区	変更の概要は以下のとおり （地区番号）　（面積等） 物 － 3　一部廃止　（約0.231ha廃止） 寺 － 8　追加指定　（約0.060ha追加） 森－13　地区廃止　（約0.243ha廃止） 計　一部廃止1地区 地区廃止1地区　計（約0.474ha廃止） 一部追加1地区　計（約0.060ha追加）

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理　由：本都市計画は、良好な都市環境の保全を図ることを目的とし、生産緑地を追加指定するとともに、生産緑地としての維持が困難となった地区の廃止及び公共施設の設置に係る地区を一部廃止し、生産緑地地区の指定変更を行うものである。

資料２－４

理　　由　　書

生産緑地制度は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するものである。

本都市計画は、良好な都市環境の保全を図るために生産緑地を追加指定するとともに、生産緑地としての維持が困難となった地区の廃止及び公共施設の設置に係る地区を一部廃止し、生産緑地地区の指定変更を行うものである。

資料２－５

新　旧　対　照　表

	変　更　前	変　更　後
地　区　数	６６地区	６５地区
面　　積	１０．７６ｈａ	１０．３５ｈａ

資料２－６

京都都市計画生産緑地地区の変更（案）に対する縦覧結果について

１　対象となる都市計画の種類及び名称

京都都市計画生産緑地地区の変更

２　都市計画案の公告縦覧期間

（１）公告日
令和８年９月２９日（火）

（２）縦覧期間
令和８年９月２９日（火）から令和８年１０月１３日（火）

（３）意見書提出期間
令和８年９月２９日（火）から令和８年１０月１３日（火）

３　縦覧者数

０名

４　意見書提出者

０名

５　意見件数

０件